

令和3年12月22日

人事課・総務課

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の 担当部署を設置しました

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）では、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付の実施について盛り込まれており、これを含む国の令和3年度補正予算が令和3年12月20日に成立いたしました。

これを受けて当町におきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の速やかな給付事務を行うために、令和3年12月21日に総務部総務課に「臨時特別給付金担当」を設置しました。

問い合わせ先

組織の設置に関すること	総務部人事課 課長 皆川 建司 ☎0467(74)1111 内線 220
臨時特別給付金に関すること	総務部総務課 課長 伊藤 正治 ☎0467(74)1111 内線 210